

政策会議付議事案書 (令和6年11月14日)

提案課名 総合政策課 こども政策課
 報告者名 小山田 範人 深川 やよい

<p>事案名</p>	<p>結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活の経済的支援）を創設することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市は、総合計画はだの2030プラン前期基本計画に掲げる「結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実（基本施策131）」の中で、「若い世代への結婚支援」として、婚活セミナーやイベントを実施してきており、今年度は、結婚（婚活）個別相談を実施しています。</p> <p>このような中、結婚支援の必要性について、国は、令和5年12月に策定した「こども大綱」において、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援に取り組む。」とし、同月に策定した「こども未来戦略」では、「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。」としています。</p> <p>本市においても、子ども・子育て支援をさらに総合的に推進するため、こども基本法に基づき、これまでの子ども・子育て支援事業計画の内容と、新たに少子化対策や若者支援等の内容を一体とした「秦野市こども計画」を策定することとし、令和7年3月の策定に向けた取組みを進めています。</p> <p>また、7月に実施した「こども・若者育成支援に関する調査」では、結婚の希望をかなえるために市に求める支援として、「結婚に伴う新生活の経済的支援」とする回答者が51.1%、「婚活セミナーやイベント、個別相談の実施」とする回答者が32.1%となっています。</p> <p>これらを踏まえ、令和7年度からの結婚支援施策として、「結婚に伴う新生活の経済的支援」を新たに実施し、これまでの、「結婚前」に対する支援に加え、「結婚後」に対する支援を行うことで、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」の強化を図るものです。</p>	
<p>経過 検討結果</p>	<p>令和6年5月 結婚支援施策全体に係る検討、庁内調整（「こども・若者育成支援に関する意識調査（7月 こども政策課実施）」に、結婚支援施策に対する市民ニーズを把握するための質問を設定）</p> <p>9月以降 結婚新生活支援事業の実施に係る検討、庁内調整</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、結婚新生活支援事業（家賃、引越費用の補助）を創設すること。</p> <p>1 事業開始日 令和7年4月1日</p> <p>2 交付対象者</p> <p>(1) 交付決定年度の前年度1月1日から交付決定年度3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦であって、婚姻届の受理日において、夫婦の年齢が39歳以下である世帯。</p> <p>(2) 世帯の所得（夫婦の所得を合算した額）が500万円未満である世帯。</p> <p>3 対象経費</p> <p>(1) 住宅賃借費用</p> <p>(2) 引越費用</p> <p>4 助成金額（上限額）</p> <p>(1) 婚姻日における夫婦双方が29歳以下の場合：60万円</p> <p>(2) 上記以外の場合：30万円</p> <p>※ 当初交付決定年度の助成金額が上限額に達しなかった場合は、上限額から受給済みの額を控除した額について、翌年度に限り交付対象とする。</p> <p>5 適用期間</p> <p>3年サンセット方式を採用し、令和9年度末までとします。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の取扱い</p>	<p>令和6年11月 令和7年度予算計上</p> <p>令和7年2月 結婚支援事業をこども政策課に移管</p> <p>3月 秦野市結婚新生活支援事業助成金交付要綱制定</p> <p>4月 事業開始</p>

結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活の経済的支援）の創設について ～結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実に向けた取り組み～

1 趣旨・目的

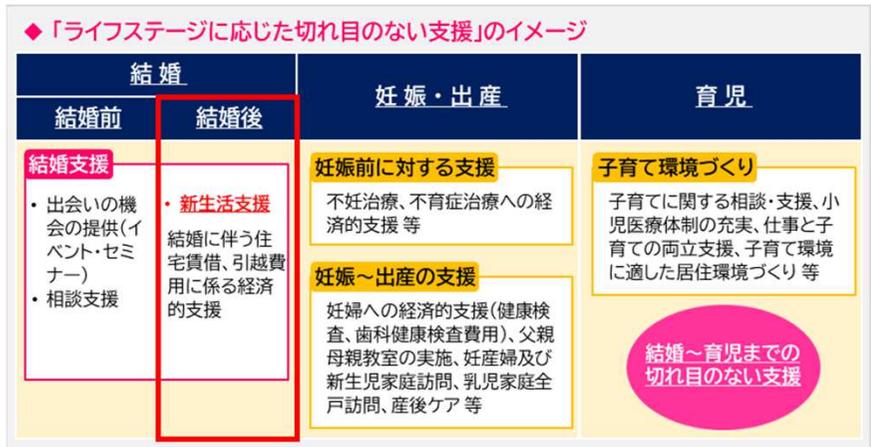
本市は、現総合計画に掲げる「結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実(基本施策131)」の中で、「若い世代への結婚支援」として、婚活セミナーやイベントを実施してきており、今年度は、結婚(婚活)個別相談を実施している。

このような中、結婚支援の必要性について、国は、令和5年12月に策定した「こども大綱」において、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援に取り組む。」とし、同年同月に策定した「こども未来戦略」では、「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。」としている。

本市においても、子ども・子育て支援をさらに総合的に推進するため、こども基本法に基づき、これまでの子ども・子育て支援事業計画の内容と、新たに少子化対策や若者支援等の内容を一体とした「秦野市こども計画」を策定することとし、令和7年3月の策定に向けた取り組みを進めている。

これらを踏まえ、令和7年度からの結婚支援施策として、「結婚に伴う新生活の経済的支援」を新たに実施し、これまでの「結婚前」に対する支援に加え、「結婚後」に対する支援を行うことで、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」の強化を図る。

※ 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはならない。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要である。



2 結婚支援の意義、必要性

少子化の主な原因は、未婚化と晩婚化、有配偶出生率の低下とされている。特に未婚化と晩婚化の影響が大きいと言われており、その主な要因は、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、出会いの機会の減少である。(以上、こども大綱から抜粋)

本市の有配偶率(20～39歳)及び合計特殊出生率を近隣4市と比較すると、有配偶率では、男性が上から4番目、女性が5番目、合計特殊出生率では5番目と、すべての項目で低い現状である。

また、本市の平均初婚年齢は、平成29年から令和3年までの間で、男性が0.6歳、女性が0.5歳上昇している(令和3年時点で男性34.4歳、女性31.8歳)。

少子化対策は全国的な課題であるが、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」の中で、本市が取り得る対策を継続又は充実する必要があり、その中の重要なパーツとして結婚支援を位置付け、マッチング支援(出会いの機会の提供等)及び結婚に伴うスタートアップに係る経済的支援を行う意義は大きく、積極的に取り組む必要がある。



出典:国勢調査(総務省)、衛生統計年報(神奈川県)

結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活の経済的支援）の創設について
～結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実に向けた取組み～

3 支援内容(令和7年度)

項目	内容
(1) 対象世帯	① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦であって、婚姻届の受理日において、夫婦の年齢が39歳以下である世帯。 ② 世帯の所得(夫婦の所得を合算した額)が500万円未満である世帯。
(2) 対象経費	① 住宅賃借費用 ② 引越費用
(3) 助成金額(上限額)	① 婚姻日における夫婦双方が29歳以下の場合:60万円 ② 上記以外の場合:30万円 ※ 令和7年度における助成金額が上限額に達しなかった場合は、上限額から受給済みの額を控除した額について、翌年度に限り交付対象とする。

◆ 交付対象及び交付申請・決定等のスケジュール

		令和7年		令和8年		令和9年	
		1月～3月	4月～12月	1月～3月	4月～12月	1月～3月	4月～5月
婚姻等の対象期間	R7予算	[Orange bar]					
	R8予算			[Blue bar]			
対象経費※	R7予算		[Orange bar]				
	R8予算				[Blue bar]		
交付申請	R7予算		[Orange bar]				
	R8予算				[Blue bar]		
交付決定額確定	R7予算		[Orange bar]				
	R8予算				[Blue bar]		
助成金支払	R7予算		[Orange bar]				
	R8予算						[Blue bar]

※ 原則、婚姻日以降に生じた費用が対象となる。ただし、婚姻を機に夫婦の一方が婚姻の前から賃借している物件にもう一方が入居する場合は、同居開始後に生じた費用が対象となる。婚姻日より前の賃貸借については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限る。賃借が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限る。

4 定住促進に向けた考え方

本事業は、若い世代が結婚当初の居住形態として選択する割合の高い賃貸住宅の賃借費用及び引越費用に係る助成をメインに行うことで、若い世代の結婚を後押しするとともに、本市が「居住先」として選ばれるための施策となる。

そして、市内で新生活をスタートさせた後、その世帯の定住につなげることができれば、本市の人口減少対策(自然減の抑制・社会増の促進)の推進に資する施策として、より大きな成果が期待できる。

以上のことから、本事業を、結婚に伴うスタートアップに係る経済的支援に留めることなく、その後の「定住先」として選ばれるためのステップとしても位置付け、賃貸住宅の賃借費用及び引越費用の助成を受けた世帯に対し、本市の既存事業である「はだの丹沢ライフ応援事業」について、時期を捉えたPRを行うなど、定住促進に向けた取組みの一環として行うことも、本事業を推進する上で重要な視点となる。

◆ 「定住促進に向けた考え方」のイメージ



結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活の経済的支援）の創設について
～結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実に向けた取組み～

5 交付件数・令和7年度事業費(見込み)

(1) 年間交付件数

年間婚姻数 【A】	交付率 【B】※1	交付件数 (A×B)	年齢区分※1			
			賃借	引越し※2	39歳以下	29歳以下
500件	10%	50件	40件	30件	15件	35件

※1 他自治体の実績及び人口動態調査(厚労省)を参考に算定

※2 30件のうち20件は賃借との併用を想定。その他、住宅の取得に係る引越し10件を想定

(2) 令和7年度事業費

【単位】:千円

総事業費((15件×30万円)+(35件×60万円))			
	国交付金 (補助率2/3)	県交付金 (補助率1/6)	一般財源 (負担率1/6)
25,500	17,000	4,250	4,250

6 結婚新生活支援事業における県内自治体の実施状況(令和6年度時点)

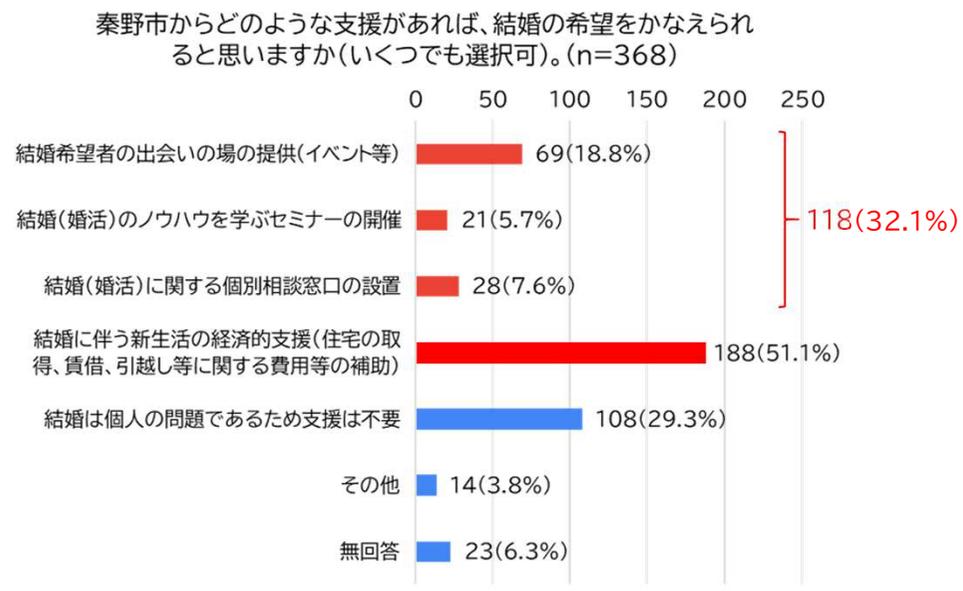
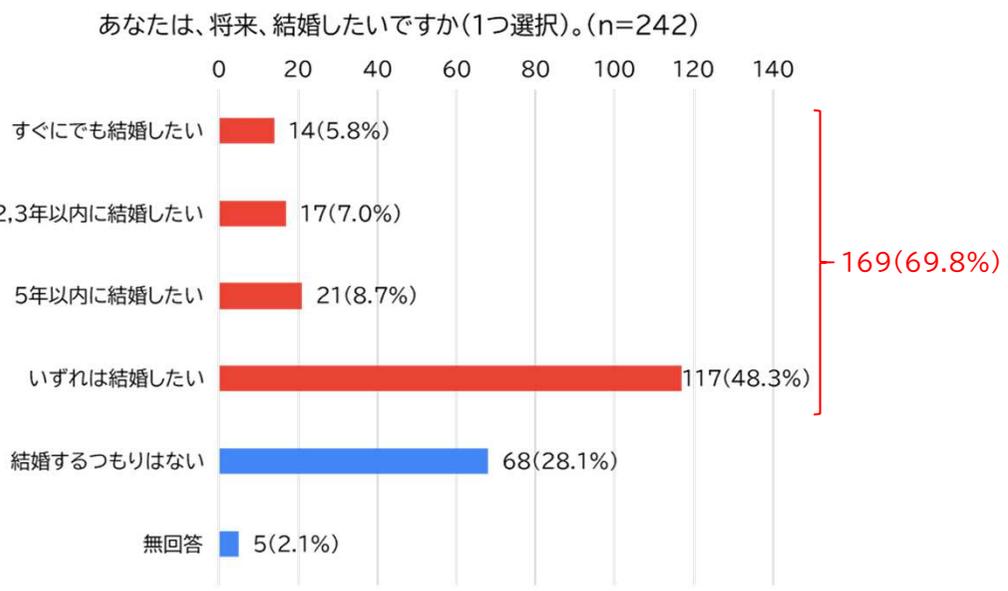
	自治体名	対象経費 (■:対象 □:対象外)				補助上限額 (※ 年齢は夫婦双方の年齢)
		取得	リフォーム	賃借	引越し	
—	秦野市(予定)	□	□	■	■	・39歳以下:30万円 ・29歳以下:60万円
1	相模原市	□	□	□	■	・39歳以下:15万円
2	横須賀市	■	■	■	■	・39歳以下:30万円 ・29歳以下:60万円
3	三浦市	■	■	■	■	・39歳以下:30万円 ・29歳以下:60万円
4	中井町	■	■	■	■	・39歳以下:30万円 ・29歳以下:60万円
5	松田町	□	□	■	□	・39歳以下:15万円
6	愛川町	■	□	■	■	・39歳以下:30万円 ・29歳以下:60万円
7	山北町	■	■	■	■	・39歳以下:30万円 ・29歳以下:60万円
8	湯河原町	■	□	■	■	・39歳以下:30万円 ・29歳以下:60万円
9	清川村	■	■	■	■	・39歳以下:30万円 ・29歳以下:60万円

※ 本市では、住宅取得に係る支援として、「はだの丹沢ライフ応援事業」を実施している。

結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活の経済的支援）の創設について
 ～結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実に向けた取組み～

7 市民ニーズ

今年度、本市が実施した「子ども・若者育成支援に関する意識調査」の中で行った結婚意識に関する調査では、独身者の約70%が結婚を希望していることが分かった。また、結婚の希望をかなえるために市に求める支援として、イベント、セミナーの開催、個別相談支援で計32.1%、結婚に伴う新生活の経済的支援で51.1%の回答があった。



※ 集計結果は、回答者368人のうち当該選択肢を選択した数値を示す。